狂犬病予防注射のご案内

東久留米市では集合注射は実施しておりません。狂犬病予防注射はかかりつけ、もしくは最寄りの動物病院で接種をお願いいたします

- 生後91日以上の犬には、年1回の狂犬病予防注射を忘れずに
（狂犬病予防法第5条）
- 4月1日～6月30日の間に受けましょう
（狂犬病予防法施行規則第11条）
- **予防注射接種後は「注射済票」の交付手続きが必要です**
（狂犬病予防法施行規則第12条）

◀注射済票のイメージ
（金属の骨型プレート、令和7年度は黄色です）

注射済票交付手続き

裏面に掲載の動物病院では、狂犬病予防注射と注射済票の交付手続きが同時にできます（健康課窓口の手続きが不要になります）

- **手続き場所等**　健康課予防係（滝山4-3-14わくわく健康プラザ内）
平日　8：30～17：00
- **持ち物**　①動物病院で発行された狂犬病予防注射済証（注射したことを証明する紙）
②狂犬病予防注射済票交付申請書（同封している黄色い用紙）
- **手数料**　550円

病気などで狂犬病予防注射が受けられない場合

動物病院で診断を受け、接種が困難な状態であることを証明する書類をご提出ください

- **手続き場所等**　健康課予防係（滝山4-3-14わくわく健康プラザ内）
平日　8：30～17：00
※郵送または電子申請でも手続きできます

◀病気などで狂犬病予防注射を受けられない場合の届出

- **持ち物**　①「　診断書　」など接種が困難であることの証明（動物病院で発行）
②狂犬病予防注射済票交付申請書（同封している黄色い用紙）

以下の場合もお手続きをお願いします

手続内容	鑑札登録の犬	マイクロチップ登録の犬
市内転居、氏名変更	健康課窓口の他、電話でも手続きできます	環境省のデータベース［犬と猫のマイクロチップ情報登録］ https://reg.mc.env.go.jp で手続きしてください 犬と猫のマイクロチップ情報登録
犬を譲り受けた	健康課窓口で手続きしてください 前の飼い主から受け取った「犬鑑札」をお持ちください	
鑑札を紛失	健康課窓口で手続きしてください ＜再交付手数料1,600円＞	
犬の死亡	健康課窓口の他、電話、電子申請でも手続きできます 飼い犬の死亡届	
市外へ転出	転出先の自治体で手続きしてください※東久留米市での手続きは不要です 手続き方法などは、転出先の自治体にお問い合わせください	

【問い合わせ先】〒203-0033　東久留米市滝山4-3-14わくわく健康プラザ内

【裏面に動物病院一覧を掲載】

東久留米市福祉保健部健康課　予防係　☎042-477-0030